

平成28年度 「まちなか再生支援事業（補助金）」 追加募集 応募の手引き

ふるさと財団では、まちなかの再生を支援すべく、「まちなか再生支援事業（補助金）」を実施し、当事業に取り組む市町村を募集いたします。事業の具体的な内容や申請の手続きの方法につきましては、こちらの資料をご確認ください。

< 目次 >

I. 事業の概要	2
II. 事業の詳細について	3
1. 事業の内容	4
2. 申込方法	6
3. 事業採択後の手続き	7

I. 事業の概要

『まちなか再生支援事業』とは、近年、市町村におけるまちなか空間の急速な衰退に伴う都市機能の低下及び地域活力の減退に鑑み、まちなか再生に取り組む市町村に対して、具体的かつ実務的ノウハウを有するまちなか再生専門家に業務の委託等をする費用の一部を補助するものです。

まちなか再生を民間能力を活用して居住機能・都市機能等総合的な側面から促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与することを目的とします。

本事業への申請を希望される市町村は、次項「II. 事業の詳細について」に記載している事業内容及び要件等をお読みいただき、それぞれの地域における、まちなか再生に関わる事業の取組の状況やまちなか再生支援事業の活用目的をご検討の上、申込方法に沿って、ご申請ください。

<まちなか再生とは>

「まちなか再生」とは、まちなかの急速な衰退に伴う都市機能の低下及び地域活力の減退、まちなかの抱える様々な課題に対し、まちなか空間の維持保全・環境改善・施設整備、地域資源のプロモーション、それらの担い手たるコミュニティの再生、人材の育成、組織の設立等を行うことにより、まちなか空間における生活及び交流拠点としての機能の維持・拡大を図ることを指す。

<まちなかの抱える課題>

- 居住者や来訪者の減少
- 空き家・空き店舗の増加
- 生活に必要な各種機能の衰退
- 商店街等の将来の担い手不足
- 新しい開発と旧市街地の分離
- ・・・など

<課題解決に向けた取組>

- まちなか空間の維持保全・環境改善・施設整備
- 地域資源のプロモーション
- まちなか再生の担い手たるコミュニティの再生、人材の育成、組織の設立・・・など

生活及び交流
拠点としての機能
の維持・拡大
へ

<補助対象となる「まちなか」の定義>

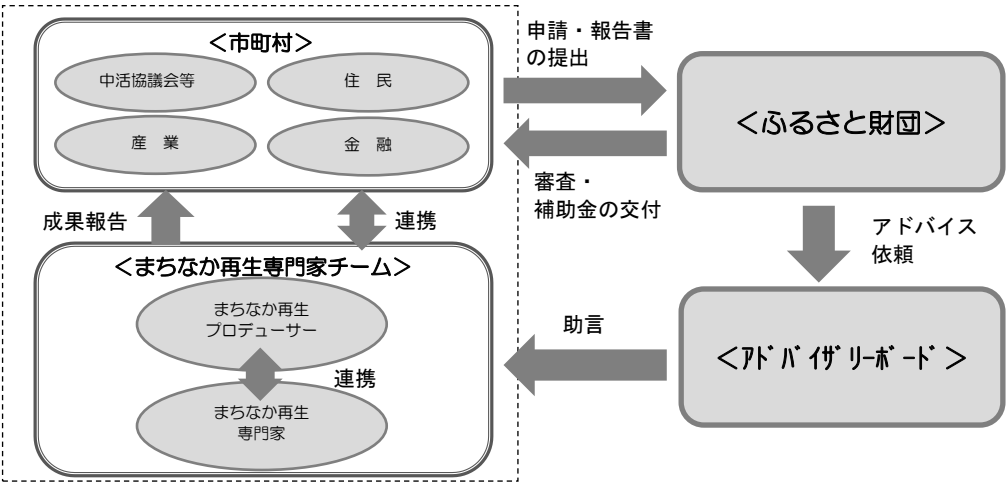
※補助対象とする「まちなか」とは、市町村において、一定程度の定住人口が集積し、生活に必要な各種機能を有する区域であり、市町村が生活及び交流拠点として重点的に整備を図ることが相当であると認める区域を指す。

II. 事業の詳細について

<事業目的>

まちなか再生に取り組む市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、具体的・実務的ノウハウを有する専門家に業務の委託等をする費用の一部を補助することにより、まちなか再生を民間能力を活用して居住機能・都市機能等総合的な側面から促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与することを目的とした事業です。

<補助事業の概要>

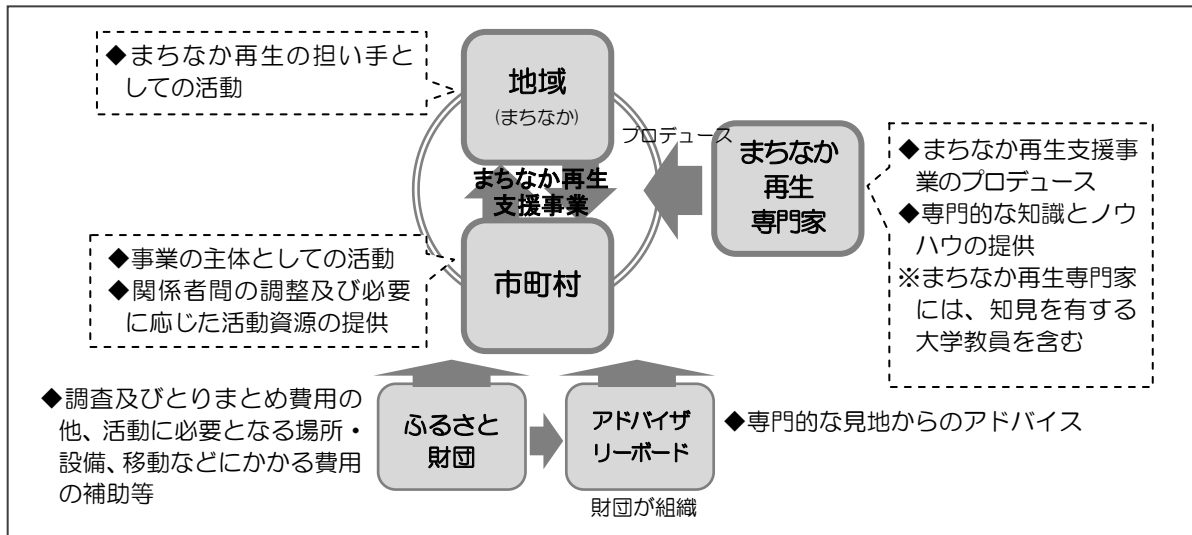
補助内容	(1) 補助対象業務を行う市町村への契約費用に対する補助 (2) 補助金の交付を受ける市町村が実施するまちなか再生支援事業に対する助言
補助対象事業の概要	市町村がまちなか再生専門家の具体的・実務的ノウハウを活用してまちなか再生に取り組む事業
事業概念図	
まちなか再生プロデューサー	次に掲げるいずれかの者とする。 (1) 市町村から委託されたまちなか再生支援事業の業務を、責任を持って遂行し、まちなか再生支援事業全体の総合的な企画、調整、統合等を行う者 (2) まちなか再生専門家チームに属するまちなか再生専門家のうち、当該チームの中心となる専門家 (3) 連携する大学の教員
契約の相手方	まちなか再生プロデューサー（当該専門家が所属する法人又は大学を含む。ただし、当該専門家が大学教員の場合は、原則大学とする。）

(※)「まちなか再生専門家」とは、まちなか再生について、具体的かつ実務的ノウハウ等を有する専門家（当該専門家が所属する法人を含む。）をいう。

1. 事業の内容

まちなか再生支援事業に取り組む市町村に対して、具体的・実務的ノウハウを有するまちなか再生専門家に業務の委託等をする費用の一部を補助することで、まちなか再生を居住機能・都市機能等総合的な側面から促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与することを目的とした事業です。

<事業イメージ>



①補助内容

- 補助対象業務を行う市町村とまちなか再生専門家との委託等契約に対する費用補助
- 補助金の交付を受ける市町村が実施するまちなか再生支援事業に対する助言

②補助対象者

- まちなか再生支援事業を中心的に遂行する「まちなか再生プロデューサー」等のまちなか再生専門家を選定し、居住機能・都市機能等総合的な側面から取り組む市町村。

※商店街振興組合など市町村とは別の組織が主体となってまちなか再生に取り組んでいる場合でも、市町村が事業の申請を行ってください。

③補助対象業務

- 市町村がまちなか再生支援事業の推進を目的として、まちなか再生プロデューサーと委託等契約を締結するものであること。
- まちなか再生の観点から、事業実施に係る実質的成果が期待できるものであること。
- 市町村とまちなか再生専門家チームとの連携を円滑に行う体制の整備等、効果的に実施されるような仕組みを有するものであること。
- 市町村が継続的なまちなか再生を推進するために行うものであること。
- 他の市町村におけるまちなか再生のモデルとなり得るものであること。
- 補助対象業務に係る補助金等を国、独立行政法人又は当財団以外の他の公益法人から受けないものであること。
- 補助対象業務の目的や内容が「地方創生」に資するものであること。

※当事業の趣旨から、以下のような内容については、採択の可能性が低いものとお考えください。

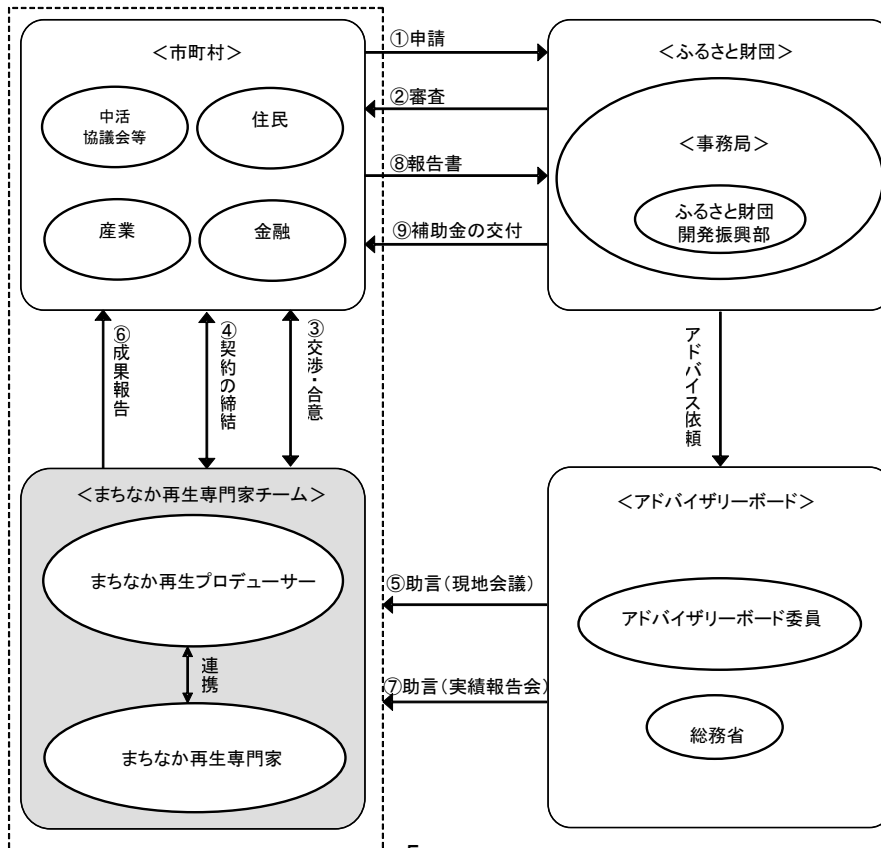
- ・補助対象業務の実施区域が要綱第3条に示す「補助対象区域」と異なるもの、市町村全域を対象とするもの。
- ・要綱第4条に示す「まちなか再生」と趣旨の異なる事業。
- ・まちなか再生の主体となる組織、市町村の体制が整っていない事業。
- ・まちなか再生プロデューサー等に求める課題が明瞭でない事業。
- ・関係者向け勉強会に留まる事業及び単なる調査事業、研究事業、イベント事業など、実質的、継続的でない事業。
- ・他の団体（当該県・市町村は除く）等から類似の補助金等を受けている事業。類似の補助金等には補助対象区域内において、専門家派遣の支援を受けているものも含まれます。

④補助内容

補助件数(追加分)	1市町村程度
補助金額	700万円以内/団体(補助率2/3以内)
補助対象期間	採択あり次第から平成29年2月20日までの間
補助対象経費	市町村とまちなか再生プロデューサーとの契約金額の総額

※市町村とまちなか再生プロデューサーとの契約に対して補助します。市町村以外とまちなか再生プロデューサーとの契約は補助対象外です。

<事業概念図>



2. 申込方法

①事前申請手続

- 補助金の交付を受けようとする市町村は、下記(1)～(4)の書類を財団に提出してください。
 - (1) まちなか再生支援事業（補助金）交付申請書(様式第1号)
 - (2) まちなか再生支援事業（補助金）調書（様式第2号）
 - (3) まちなか再生の対象となる区域の図面
 - (4) その他参考となる資料

※財団へ直接提出していただきますが、別途都道府県への報告を要します。
※申請様式は、財団ホームページ（<http://www.furusato-zaidan.or.jp/>）又は、まちなか再生ポータルサイト（<http://www.furusato-zaidan.or.jp/machinaka/>）よりダウンロードできます。
※様式各号については電子データ（メール添付可）での提出もお願いいたします。
※その他参考となる資料として、様式第2号を補足する報告書・計画書・パンフレットのほか、市町村の総合計画、都市マスタープラン、統計書などを添付して下さい。

②事前申請書提出期限

平成28年4月28日（木）財団必着

※再度募集を行う場合を除き、期限後の提出は理由如何を問わず受け付けません。

③審査結果通知（内示）

- 財団は、申請書の提出があったときは、補助金の交付が適当であるか否か審査を行い、その結果を通知します。なお、必要に応じて現地調査又は関係者の来団面接を行う場合があります。

※来団面接の場合、費用は市町村負担となります。

3. 事業採択後の手続き

① まちなか再生プロデューサーとの契約

- 市町村はまちなか再生プロデューサーと交渉し、合意した上で契約を交わします。財団は、必要に応じて契約締結の支援を行います。

※申請書の内容と契約書案の内容が適合しているか、当財団で審査します。

※契約書の書式は自由としますが、次の内容は記載していただきます。

(内容)

「契約当事者の住所及び氏名」、「事業目的」、「契約金額」、「契約保証金」、「事業区域」、「契約代金の支払い方法」、「監査及び検査」、「契約解除」、「紛争解決方法」、「管轄裁判所」、「変更契約時に当財団の事前承諾が必要となる旨」、「専門家の実施体制」「事業スケジュール(予定)」

※財団は契約に関する費用を負担しません。

② 交付決定

- 財団は、市町村がまちなか再生プロデューサーとの契約内容について合意に至り、業務委託等契約書案の提出があったときは、審査のうえ、適当と認められる場合には交付決定を行い、補助金交付決定通知書により申請市町村に通知します。

※実際に契約締結後に、業務委託等契約書(写し)を提出していただきます。

※原則として、業務委託等契約書案と実際に締結した業務委託等契約書が異なる場合は、交付決定を取り消します。

③ 事業開始におけるアドバイザーボードからの助言

- 財団は必要に応じて、補助対象業務の開始時にアドバイザーボードの協力を得て、東京都内で会議を開催します。
- 補助市町村とまちなか再生プロデューサーには、会議に出席の上、当該事業の実施計画及び実施内容の報告を行っていただきます。

※会場までの旅費・宿泊費は、市町村負担となりますのでご了承ください。

④ 現地会議におけるアドバイザーボードからの助言

- 財団は、財団が必要と認める時期にアドバイザーボードの協力を得て、原則として現地で会議を開催します。

※会場の準備、現地視察の実施を市町村に協力していただきます。

※アドバイザーボードメンバーの旅費・宿泊費等の費用については財団が負担します。

⑤ 中間報告

- 補助市町村には、財団からの依頼を受けて、事業の中間報告を行っていただきます。

※概ね、11月～12月頃を予定しています。

※様式は特に定めませんが、「現地会議の議論や意見交換等で参考にいただいた点」、「現地会議からこれまでの取組状況」、「実績報告会までのスケジュール」について報告していただきます。

※書面での確認だけでなく、財団から現地調査を行うことがあります。

⑥実績報告会におけるアドバイザーボードからの助言

- 財団は、補助対象期間終了前にアドバイザーボードの協力を得て、東京都内で実績報告会を開催します。
- 補助市町村とまちなか再生プロデューサーには、実績報告会に出席の上、当年度のまちなか再生支援事業の実績報告を行っていただきます。

※会場までの旅費・宿泊費は、財団ではまちなか再生プロデューサー及び市町村職員各1名分しか負担しませんので、予めご了承ください。

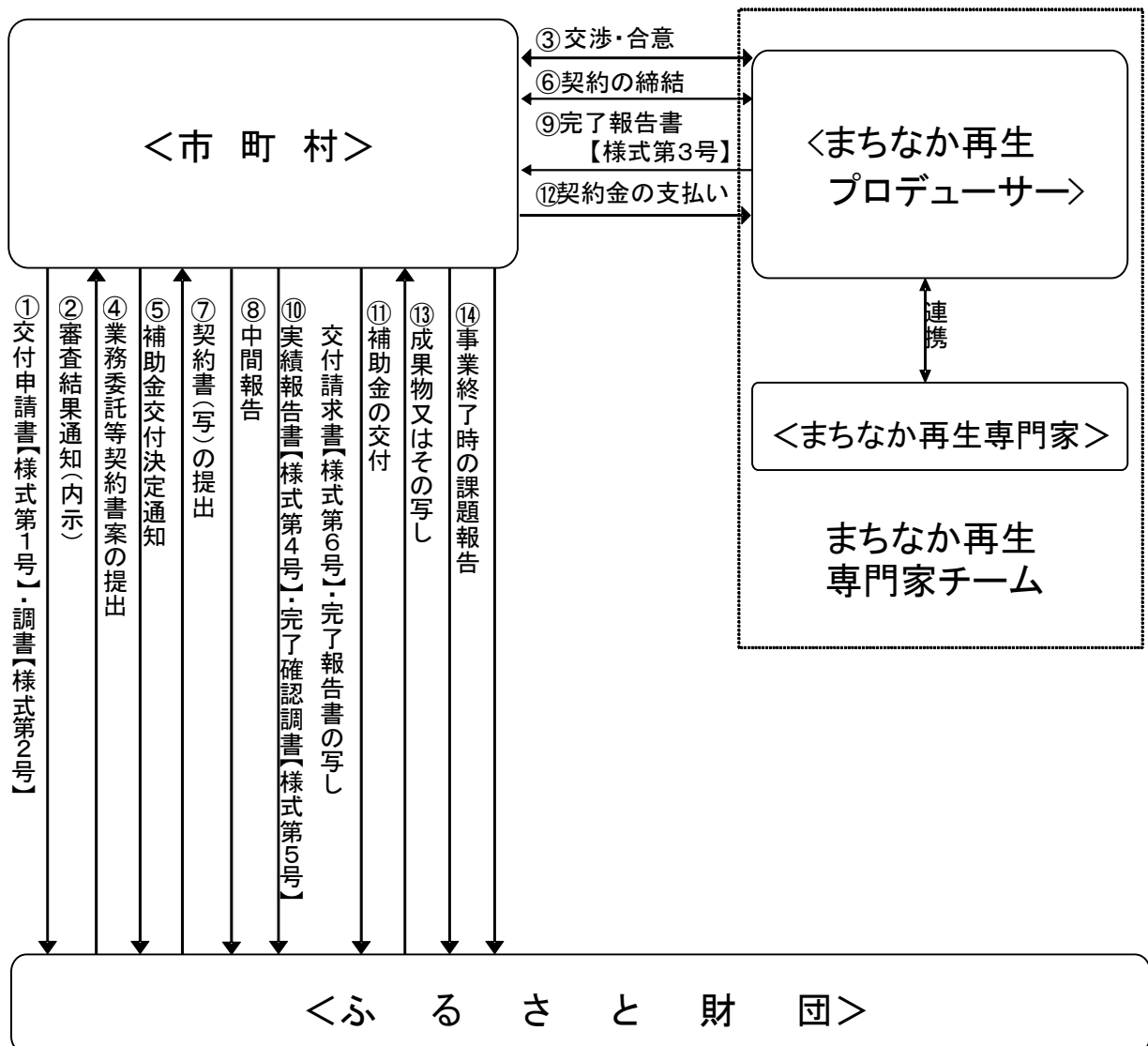
⑦成果物の提出

- 市町村は、まちなか再生支援事業の成果物の提出を受けたときは、速やかに当該成果物又はその写しを財団に直接提出するものとします。

⑧継続性の確認

- 市町村は、補助事業終了時の課題について財団が必要と認めた期間において財団が指示する方法により経過報告を行っていただきます。
- 経過報告のタイミングは、事業終了時に財団と応相談とします。

<手続きフロー>



<本事業に関するお問い合わせ先>

(一財) 地域総合整備財団<ふるさと財団>開発振興部

〒102-0083

東京都千代田区麹町4-8-1 麹町クリスタリティ東館12階

【TEL】03-3263-5758

【FAX】03-3263-7423

【E-mail】yasuyoshi.tanaka@furusato-zaidan.or.jp

【URL】<http://www.furusato-zaidan.or.jp/>